

一般条項	
<p>第 1 条（法人会員） ユーシーカード株式会社（以下「当社」と称します。）に対し UC コーポレート会員規約・カード使用者規約（会社主債務用）（以下「本規約」と称します。）を承認のうえ、当社が発行するクレジットカード（以下「カード」と称します。）の利用をお申し込みいただき、当社が入会を認めた法人又は団体（以下「法人」と総称します。）を UC コーポレート会員（以下「法人会員」と称します。）とします。</p>	<p>第 1 条（法人会員） ユーシーカード株式会社（以下「当社」と称します。）に対し UC コーポレート会員規約・カード使用者規約（会社主債務用）（以下「本規約」と称します。）を承認のうえ、当社が発行するクレジットカード（以下「カード」と称します。）の利用をお申し込みいただき、当社がカード利用を承諾した法人又は団体（以下「法人」と総称します。）を UC コーポレート会員（以下「法人会員」と称します。）とします。<u>契約は、当社が承諾をした日に成立するものとします。</u></p>
<p>第 4 条（カードの発行と管理）</p> <p>1. カードの券面には、カード使用者の氏名、カード番号、有効期限、セキュリティコード（カード裏面に印字される 3 桁の数字をいう）等（以下総称して「カード情報」と称します。）が表示されています。法人会員へのカード発行は、そのカード使用者に対し当社がカードを貸与することによって行います。また、カード番号は当社が指定のうえ、カード使用者が利用できるようにしたものです。なお、当社は、当社が必要と認めたときは、カードを無効化のうえカードの再発行手続きを行い、カード番号を変更することができるものとします。また、カードと本規約は原則としてカード利用単位の管理責任者へ送付します。但し、カード送付方法について別に指定がある場合にはその方法に従い送付します。</p> <p>2. 当社よりカードが貸与された場合は、直ちに当該カードの署名欄に当該カード使用者ご自身の署名をしていただきます。</p> <p>3. カードの所有権は当社に属し、法人会員及びカード使用者にはカード及びカード情報を善良なる管理者の注意をもって使用管理していただきます。</p> <p>4. カード及びカード情報は、カード表面に名前が印字され、所定の署名欄に自署したカード使用者本人のみが利用でき、カードを他人に貸与、預託、譲渡又は担保に提供するなどカードの占有を第三者に移転することはできません。また、カード情報を他人に使用させたり、提供したりすることも一切できません。カード情報の預託は、法人会員又はカード使用者が行うものであり、その責任は法人会員の負担とします。</p> <p>5. 法人会員又はカード使用者が第三者にカードもしくはカード情報を利用させ又は利用された場合、その利用代金等の支払いは法人会員が引受けるものとします。但し、法人会員又はカード使用者が故意又は過失のなかったことを証明し、当社が認めた場合はこの限りではありません。</p> <p>（略）</p> <p>第 8 条（代金決済）</p>	<p>第 4 条（カードの発行と管理）</p> <p>1. カードの券面には、カード使用者の氏名、カード番号、有効期限、セキュリティコード（カード裏面に印字される 3 桁の数字をいう）等（以下総称して「カード情報」と称します。）が表示されています。法人会員へのカード発行は、そのカード使用者に対し当社がカードを貸与することによって行います。また、カード番号は当社が指定のうえ、カード使用者が利用できるようにしたものです。なお、当社は、当社が必要と認めたときは、カードを無効化のうえカードの再発行手続きを行い、カード番号を変更することができるものとします。また、カードと本規約は原則としてカード利用単位の管理責任者へ送付します。但し、カード送付方法について別に指定がある場合にはその方法に従い送付します。</p> <p>2. <u>カード使用者は</u>当社よりカードが貸与された場合は、直ちに当該カードの署名欄に当該カード使用者ご自身で署名を行います。</p> <p>3. カードの所有権は当社に属し、法人会員及びカード使用者にはカード及びカード情報を善良なる管理者の注意をもって使用管理していただきます。<u>また法人会員及びカード使用者は、カードを破壊、分解等又はカードに格納された情報の漏洩、複製、改ざん、解析等を行わないものとします。</u></p> <p>4. カード及びカード情報は、カード表面に氏名が印字され、所定の署名欄に自署したカード使用者本人のみが利用でき、カードを他人に貸与、預託、譲渡又は担保に提供するなどカードの占有を第三者に移転することはできません。また、カード情報を他人に使用させたり、提供したりすることも一切できません。<u>第 22 条第 5 項に定める場合等におけるカード情報の預託は、法人会員又はカード使用者が行うものであり、その責任は法人会員の負担とします。</u></p> <p>5. 法人会員又はカード使用者が第三者にカードもしくはカード情報を利用させ又は<u>カードもしくはカード情報が第三者に</u>利用された場合、その利用代金等の支払いは法人会員が引受けるものとします。但し、<u>カード又はカード情報の管理状況等を踏まえて法人会員又はカード使用者に故意または過失がない</u>と当社が認めた場合はこの限りではありません。</p> <p>（略）</p> <p>第 8 条（代金決済）</p>

1. 第 22 条第 1 項に定めるショッピングサービス及び第 29 条第 1 項に定めるキャッシングサービス（それらの手数料・利息を含みます。）の利用代金は、原則として毎月 10 日（以下「締切日」と称します。）に締め切り、翌月 5 日（金融機関休業日の場合は翌金融機関営業日とし、以下これを「約定支払日」と称します。）に法人会員が予め指定した金融機関口座（以下「お支払預金口座」と称します。）から口座振替の方法によりお支払いいただきます。但し、予め当社の同意を得た場合は、別に支払方法を定め、その支払方法をもって前記に代えることができます。なお利用代金は、事務上の都合により翌月以降の締切日で処理される場合があります。

2. カード使用者の海外加盟店でのカード利用代金が外国通貨で表示されている場合、日本円に換算のうえ、お支払いいただきます。なお、ショッピング利用分の日本円への換算は、利用代金を国際提携組織の決済センターが処理した時点で適用した交換レートに、当社が定める為替処理等の事務経費として所定の手数料率を加算したレートを適用するものとします。

3. 当社は前二項に基づく毎月のお支払金額及び利用内容を、予め法人会員及び当社が合意した方法により、お支払月の前月末頃までに、管理責任者又はカード使用者に通知します。法人会員及びカード使用者は、ご利用明細書の記載内容についてカード使用者自身の利用によるものであるか等につき確認しなければならないものとします。ご利用明細書の内容についての当社へのお問い合わせ、ご確認は、通知を受けたのち 20 日以内に確認していただくものとし、この期間内に異議の申し立てがない場合には、ご利用明細書に記載の売上や残高の内容について承認いただいたものとみなします。

4. カード使用者は、当社が法人会員に対してカード使用者のご利用内容一覧を送付することを予め承諾するものとします。

5. お支払預金口座の預金残高不足により、第 1 項及び第 2 項のご利用代金の支払債務（以下「支払債務」と称します。）の口座振替ができない場合には、当社は、当該金融機関との約定により、約定支払日以降の任意の日において、代金の全部又は一部につき口座振替ができるものとします。

第 11 条（退会及びカードの使用取消と返却）

1. 法人会員は、所定の手続きをすることにより、いつでも退会、特定のカード利用単位の廃止及び特定のカード使用者の使用取消をすることができます。この場合、当社に対して残債務の全額をお支払いいただくことがあります。

2. 法人会員又はカード使用者のいずれかが、次の各号の一つにでも該当した場合、その他当社が法人会員、カード利用単位、又はカード使用者として不適当と認めた場合は、当社は何らの通知・催告を要せずして、カード及び付帯サービスの使用停止、法人会員の資格取消、特定のカード利用単位の廃止、又は特定のカード使用者の資格取消をことができ、これらの措置とともに加盟店等に当該カードの無効を通知することがあります。

（イ）カードのお申込みもしくはその他の当社へのお申込み、申告、届出などで虚偽の申告をした場合。

（ロ）本規約のいずれかに違反した場合。

1. 第 22 条第 1 項に定めるショッピングサービス及び第 29 条第 1 項に定めるキャッシングサービス（それらの手数料・利息を含みます。）の利用代金は、原則として毎月 10 日（以下「締切日」と称します。）に締め切り、翌月 5 日（金融機関休業日の場合は翌金融機関営業日とし、以下これを「約定支払日」と称します。）に法人会員が予め指定した金融機関口座（以下「お支払預金口座」と称します。）から口座振替の方法によりお支払いいただきます。但し、予め当社の同意を得た場合は、別に支払方法を定め、その支払方法をもって前記に代えることができます。なお利用代金は、事務上の都合により翌月以降の締切日で処理される場合があります。

2. カード使用者の海外加盟店でのカード利用代金が外国通貨で表示されている場合、日本円に換算のうえ、お支払いいただきます。なお、ショッピング利用分の日本円への換算は、利用代金を国際提携組織の決済センターが処理した時点で適用した交換レートに、当社が定める為替処理等の事務経費として所定の手数料率を加算したレートを適用するものとします。

3. 当社は前二項に基づく毎月のお支払金額及び利用内容を、予め法人会員及び当社が合意した方法により、お支払月の前月末頃、管理責任者又はカード使用者が予め届け出た送付先にご利用明細書として郵送又は電磁的方法により通知します。法人会員及びカード使用者は、ご利用明細書の記載内容についてカード使用者自身の利用によるものであるか等につき確認しなければならないものとします。ご利用明細書の内容についての当社へのお問い合わせ又はご確認は、通知を受けたのち 20 日以内に確認していただくものとし、この期間内に法人会員又はカード利用者から異議の申し立てがない場合には、ご利用明細書に記載の売上や残高の内容について承認いただいたものとみなします。

4. カード使用者は、当社が法人会員に対してカード使用者のご利用内容一覧を送付することを予め承諾するものとします。

5. 法人会員のお支払預金口座の預金残高不足により、第 1 項及び第 2 項のご利用代金の支払債務（以下「支払債務」と称します。）の口座振替ができない場合には、当社は、当該金融機関との約定により、約定支払日以降の任意の日において、代金の全部又は一部につき口座振替ができるものとします。

第 11 条（退会及びカードの使用取消と返却）

1. 法人会員は、当社あて所定の手続きをすることにより、いつでも退会、特定のカード利用単位の廃止及び特定のカード使用者の使用取消をすることができます。この場合、当社に対して残債務の全額をお支払いいただくことがあります。

2. 法人会員又はカード使用者のいずれかが、次の各号の一つにでも該当した場合、その他当社が法人会員、カード利用単位、又はカード使用者として不適当と認めた場合は、当社は何らの通知・催告を要せずして、全部もしくは一部のカード及び付帯サービスの使用停止、法人会員の資格を取消することができ、特定のカード利用単位の廃止、又は特定のカード使用者の資格取消をことができ、これらの措置とともに加盟店等に当該カードの無効を通知することがあります。

（イ）カードのお申込みもしくはその他の当社へのお申込み、申告、届出などで虚偽の申告をした場合。

（ロ）本規約のいずれかに違反した場合。

<p>(ハ) 法人会員が当社に対する支払債務又は当社が保証している債務の履行を怠った場合。</p> <p>(ニ) 信用情報機関の情報により、法人会員の信用状態が著しく悪化し、又は悪化のおそれがあると当社が判断した場合。</p> <p>(ホ) 第 22 条第 4 項に定める換金を目的とした利用等、カードの利用状況が適当でないと当社が認め た場合、又は第 29 条第 1 項に定めるキャッシングサービス、暗証番号を利用するサービス、その他の カードに関するサービスのご利用状況が社会通念に照らし容認できない等、カード利用について当社との信頼関係が維持できなくなった場合。</p> <p>(ヘ) 第 8 条第 1 項に定める口座振替手続きのために有効な金融機関口座の届出がない場合。</p> <p>(ト) 第 13 条第 1 項又は第 2 項各号のいずれかに該当した場合。</p> <p>(チ) 第 16 条第 1 項に違反したことなどにより、当社から法人会員への連絡が不可能であると当社が判断した場合。</p> <p>(リ) 法人会員が当社と締結した各種取引において、期限の利益を喪失した場合。</p> <p>(ヌ) 第 18 条の 2 第 1 項に規定する暴力団員等であることが判明した場合。</p> <p>(ル) 第 18 条の 2 第 2 項に記載する行為を行った場合。</p> <p>(ヲ) 第 18 条の 2 第 3 項に基づいて求めた報告を合理的な期間内に提出しない場合。</p> <p>(ワ) カード使用者が日本国内に連絡先を有さなくなり、当社からカード使用者への連絡が困難と判断した場合。</p> <p>(カ) カード使用者が死亡した場合。</p> <p>3. 前二項の場合、当該法人会員及びカード使用者は以下の事項に同意するものとします。</p> <p>(イ) 当該カードの利用により発生する債務の支払いが完了するまでは、引き続き本規約の効力が維持されること。</p> <p>(ロ) 第 22 条第 5 項に定める継続的サービスの支払いにカードを使用している場合、法人会員又はカード使用者はカード情報を登録した加盟店に対して速やかに決済方法の変更手続きを行うこと及び、この変更手続きを行わないことにより、当該加盟店から当社が継続的サービスの代金債権を譲り受けた場合はこれをお支払いいただくこと。</p> <p>(ハ) 会員資格を喪失した場合は、付帯サービスを利用する権利を喪失すること。</p> <p>4. 法人会員は、第 1 項又は第 2 項の定めにより、退会及び資格取消となった場合はすべてのカード使用者のカードを、特定のカード利用単位の廃止及び特定のカード使用者の使用取消又は資格取消の場合は該当するカード使用者のカードを、直ちに当社の指示する方法に従い当社に返却するものとします。</p> <p>5. 資格取消、退会又はカードの使用取消がなされた後にカードを使用した場合には、その代金相当額を直ちにお支払いいただきます。</p>	<p>(ハ) 法人会員が当社に対する支払債務又は当社が保証している債務の履行を怠った場合。</p> <p>(ニ) 信用情報機関の情報により、法人会員の信用状態が著しく悪化し、又は悪化のおそれがあると当社が判断した場合。</p> <p>(ホ) 第 22 条第 4 項に定める換金を目的とした利用等、カードの利用状況が適当でないと当社が認めた場合、又は第 29 条第 1 項に定めるキャッシングサービス、暗証番号を利用するサービス、その他のカードに関するサービスのご利用状況が社会通念に照らし容認できない等、カード利用について当社との信頼関係が維持できなくなった場合。</p> <p>(ヘ) 第 8 条第 1 項に定める口座振替手続きのために有効な金融機関口座の届出がない場合。</p> <p>(ト) 第 13 条第 1 項又は第 2 項各号のいずれかに該当した場合。</p> <p>(チ) 第 16 条第 1 項に違反したことなどにより、当社から法人会員への連絡が不可能であると当社が判断した場合。</p> <p>(リ) 法人会員が当社と締結した各種取引において、期限の利益を喪失した場合。</p> <p>(ヌ) 第 18 条の 2 第 1 項に規定する暴力団員等であることが判明した場合。</p> <p>(ル) 第 18 条の 2 第 2 項に記載する行為を行った場合。</p> <p>(ヲ) 第 18 条の 2 第 3 項に基づいて求めた報告を合理的な期間内に提出しない場合。</p> <p>(ワ) カード使用者が日本国内に連絡先を有さなくなり、当社からカード使用者への連絡が困難と判断した場合。</p> <p>(カ) カード使用者が死亡した場合。</p> <p>3. 前二項の場合、法人会員及びカード使用者は以下の事項に同意するものとします。</p> <p>(イ) カードの利用により発生する債務の支払いが完了するまでは、引き続き本規約の効力が維持されること。</p> <p>(ロ) 第 22 条第 5 項に定める継続的サービスの支払いにカードを使用している場合、法人会員又はカード使用者はカード情報を登録した加盟店に対して速やかに決済方法の変更手続きを行うこと及び、この変更手続きを行わないことにより、当該加盟店から当社が継続的サービスの代金を<u>当該加盟店に立替払いにした場合 (又は当該代金債権を当該加盟店から譲り受けた場合)</u>はこれをお支払いいただくこと。</p> <p>(ハ) 会員資格を喪失した場合は、付帯サービスを利用する権利を喪失すること。</p> <p>4. 法人会員は、第 1 項又は第 2 項の定めにより、退会及び資格取消となった場合はすべてのカード使用者のカードを、特定のカード利用単位の廃止及び特定のカード使用者の使用取消又は資格取消の場合は該当するカード使用者のカードを、直ちに当社の指示する方法に従い当社に返却又は裁断のうえ破棄するものとします。</p> <p>5. 資格取消、退会又はカードの使用取消がなされた後にカードを使用した場合には、その代金相当額を直ちにお支払いいただきます。</p>
<p>第 13 条 (期限の利益喪失)</p> <p>1. 法人会員が、次のいずれかの事由に該当したときは、法人会員は当然に支払債務全額について期限の利益を失い、直ちにそ</p>	<p>第 13 条 (期限の利益喪失)</p> <p>1. 法人会員が、次のいずれかの事由に該当したときは、法人会員は当然に支払債務全額について期限の利益を失い、直ちにそ</p>

<p>の債務を履行するものとします。</p> <p>(イ) 支払期日に利用代金の支払いを 1 回でも遅滞したとき。但し、利息制限法第 1 条に規定する利率を超えない範囲においてのみ効力を有するものとします。</p> <p>(ロ) 自ら振出した手形、小切手が不渡りになったとき、又は一般の支払いを停止したとき。</p> <p>(ハ) 差押・仮差押・保全差押・仮処分の申し立て、又は滞納処分を受けたとき。</p> <p>(ニ) 破産・民事再生・特別清算・会社更生の申し立てを受けたとき、又は自らこれらの申し立てをしたとき。</p> <p>(略)</p>	<p>の債務を履行するものとします。</p> <p>(イ) 支払期日に利用代金の支払いを 1 回でも遅滞したとき。但し、利息制限法第 1 条に規定する利率を超えない範囲においてのみ効力を有するものとします。</p> <p>(ロ) 自ら振出した手形、小切手が不渡りになったとき、又は一般の支払いを停止したとき。</p> <p>(ハ) 差押・仮差押・保全差押・仮処分の申し立て、又は滞納処分を受けたとき。</p> <p>(ニ) 破産・民事再生・特別清算・会社更生の申し立てを受けたとき、又は自らこれらの申し立てをしたとき。</p> <p><u>(ホ) カードの破壊、分解等を行い、又はカードに格納された情報の漏洩、複製、改ざん、解析等を行ったとき。</u></p> <p>(略)</p>
<p>第 15 条 (カードの盗難・紛失の場合の責任と損害のてん補)</p> <p>1. 万一法人会員又はカード使用者がカードを盗難、詐取、横領もしくはカード情報を不正取得 (以下「盗難」と総称します。) され、又はカードを紛失した場合、法人会員、管理責任者及びカード使用者には、速やかに当社あて電話等により届出のうえ、所定の喪失届を提出していただくと共に、所轄警察署へもお届けいただきます。</p> <p>2. カードの盗難・紛失により第三者に不正使用された場合、その代金等の支払いは法人会員の責任となります。</p> <p>3. 前項により法人会員及び当該カード使用者が被る損害は、次に掲げる場合を除き当社が全額でん補します。</p> <p>(イ) 法人会員及びカード使用者の共同又はいずれかによる故意又は重大な過失に起因する場合。</p> <p>(ロ) 法人会員の役職員又はカード使用者自らの行為もしくは加担した盗難の場合。</p> <p>(ハ) カード使用者の家族、同居人、留守人その他のカード使用者の委託を受けて身の回りの世話をする者など、カード使用者の関係者の自らの行為もしくは加担した盗難の場合。</p> <p>(ニ) 第 4 条に違反して第三者にカード又はカード情報を使用した場合。</p> <p>(ホ) 当社が法人会員、管理責任者又はカード使用者のいずれかより盗難・紛失の通知を受理した日から 61 日以前に生じた不正使用の場合。</p> <p>(ヘ) 戦争、地震等による著しい秩序の混乱に乗じてなされた不正使用の場合。</p> <p>(ト) 本規約のいずれかに違反した場合。</p> <p>(チ) 法人会員、管理責任者又はカード使用者が当社の請求する書類を提出しない場合、もしくは提出した書類に不正の表示をした場合、又は被害調査に協力をしない場合。</p> <p>(リ) カード使用の際、登録した暗証番号が使用された場合。但し、第 6 条第 3 項但し書きに該当する場合を除きます。</p> <p>(ヌ) 第 1 項に定める当社への届出もしくは喪失届の提出もしくは所轄警察署への届出 (以下、これらにつき本号において「各手続き」と称します。) において虚偽の申告があった場合、または故意もしくは過失により各手続きを行わなかった場合もしくは各手続きを遅滞した場合。</p>	<p>第 15 条 (カードの盗難・紛失の場合の責任と損害のてん補)</p> <p>1. 万一法人会員又はカード使用者がカードを盗難、詐取、横領もしくはカード情報を不正取得 (以下「盗難」と総称します。) され、又はカードを紛失した場合、法人会員、管理責任者及びカード使用者には、速やかに当社あて電話等により届出のうえ、所定の喪失届を提出していただくと共に、<u>所轄警察署へも所定の書類を提出いただきます。</u></p> <p>2. カードの盗難・紛失により第三者に不正使用された場合、その代金等の支払いは法人会員の責任となります。</p> <p>3. 前項により法人会員及び当該カード使用者が被る損害は、次に掲げる場合を除き当社が全額でん補します。</p> <p>(イ) 法人会員及びカード使用者の共同又はいずれかによる故意又は重大な過失に起因する場合。</p> <p>(ロ) 法人会員の役職員又はカード使用者自らの行為もしくは加担した盗難の場合。</p> <p>(ハ) カード使用者の家族、同居人、留守人その他のカード使用者の委託を受けて身の回りの世話をする者など、カード使用者の関係者の自らの行為もしくは加担した盗難の場合。</p> <p>(ニ) 第 4 条に違反して第三者にカード又はカード情報を使用した場合。</p> <p>(ホ) 当社が法人会員、管理責任者又はカード使用者のいずれかより盗難・紛失の通知を受理した日から 61 日以前に生じた不正使用の場合。</p> <p>(ヘ) 戦争、地震等による著しい秩序の混乱に乗じてなされた不正使用の場合。</p> <p>(ト) <u>法人会員又はカード使用者が、本規約のいずれかに違反した場合。</u></p> <p>(チ) 法人会員、管理責任者又はカード使用者が当社の請求する書類を提出しない場合、もしくは提出した書類に不正の表示をした場合、又は被害調査に協力をしない場合。</p> <p>(リ) <u>第三者によるカードの不正使用の際、登録した暗証番号が使用された場合。</u> 但し、第 6 条第 3 項但し書きに該当する場合を除きます。</p> <p>(ヌ) 第 1 項に定める当社への届出もしくは喪失届の提出もしくは所轄警察署への届出 (以下、これらにつき本号において「各手続き」と称します。) において虚偽の申告があった場合、または故意もしくは過失により各手続きを行わなかった場合もしくは各手続きを遅滞した場合。</p>

<p>4. カードの再発行は、当社が適当と認めた場合に行います。この場合、当社所定の手数料を申し受けます。その支払方法は、第 8 条のカード利用代金の場合と同様とします。</p>	<p>4. カードの再発行は、当社が適当と認めた場合に行います。この場合、当社所定の手数料を申し受けます。その支払方法は、第 8 条のカード利用代金の場合と同様とします。</p>
<p>第 16 条（届出事項の変更）</p> <p>1. 法人会員が当社に届け出た会社・団体名、代表者、所在地、カード利用単位名称、管理責任者、連絡担当者、支払方法、お支払預金口座、カード使用者の氏名・住所、電話番号、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づき当社に届け出た事項（実質的支配者、事業内容及び第 18 条第 2 項に基づく PEPs 関係者の該当性等を含みます。）等に変更があった場合、又は、カード利用単位もしくはカード使用者を追加する場合は、直ちに当社あて所定の変更手続きをしていただきます。</p> <p>2. 当社が法人会員から届出があった連絡先に請求書、通知書等を送付した場合は、それが未到着のときでも通常どおりに到着したものとみなします。但し、前項の変更手続きを行わなかったことについて、やむを得ない事情があるときはこの限りでないものとします。</p> <p>3. 法人会員はカード使用者が当該法人を退職した場合は、当該カード使用者について、直ちに第 11 条第 1 項に従って当社あて使用者取消届を提出していただきます。</p> <p>4. 当社は、法人会員と当社との各種取引において、法人会員が当社に届け出た内容又は公的機関が発行する書類等により当社が収集した内容のうち、同一項目について異なる内容がある場合、最新の届出内容又は収集内容に変更することができるものとします。</p>	<p>第 16 条（届出事項の変更）</p> <p>1. 法人会員が当社に届け出た会社・団体名、代表者、所在地、カード利用単位名称、管理責任者、連絡担当者、支払方法、お支払預金口座、カード使用者の氏名・住所、電話番号、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づき当社に届け出た事項（実質的支配者、事業内容及び第 18 条第 4 項に基づく PEPs 関係者の該当性等を含みます。）等に変更があった場合、又は、カード利用単位もしくはカード使用者を追加する場合は、直ちに当社あて所定の変更手続きをしていただきます。</p> <p>2. 当社が法人会員から届出があった連絡先に請求書、通知書等を送付した場合は、それが未到着のときでも通常どおりに到着したものとみなします。但し、前項の変更手続きを行わなかったことについて、やむを得ない事情があると<u>当社が認めた場合はこの限りではないものとします。</u></p> <p>3. 法人会員はカード使用者が当該法人を退職した場合は、当該カード使用者について、直ちに第 11 条第 1 項に従って当社あて使用者取消届を提出していただきます。</p> <p>4. 当社は、法人会員と当社との各種取引において、法人会員が当社に届け出た内容又は公的機関が発行する書類等により当社が収集した内容のうち、同一項目について異なる内容がある場合、最新の届出内容又は収集内容に変更することができるものとします。</p>
<p>第 17 条（外国為替及び外国貿易管理に関する諸法令等の適用） 海外加盟店でカード利用する場合、現に適用されている又は今後適用される諸法令、諸規則などにより、許可書、証明書その他の書類を必要とする場合には、当社の要求に応じこれを提出するものとします。また、海外加盟店でのカードの利用の制限あるいは停止に応じていただきます。</p>	<p>第 17 条（外国為替及び外国貿易管理に関する諸法令等の適用） <u>カード使用者が海外加盟店でカード利用する場合、現に適用されている又は今後適用される諸法令、諸規則などにより、許可書、証明書その他の書類を必要とする場合には、<u>法人会員又はカード使用者は当社の要求に応じこれを提出するものとします。</u></u>また、海外加盟店でのカードの利用の制限あるいは停止に応じていただきます。</p>
<p>第 18 条（その他承諾事項）</p> <p>1. 法人会員及びカード使用者は、以下の事項を予め承認するものとします。</p> <p>（イ）当社がカード使用者に貸与したカードに偽造、変造等が生じ、又はカード情報を不正取得された場合は、当社からの調査依頼にご協力いただくこと、及びカードを回収し、会員番号の異なるカードを発行すること。</p> <p>（ロ）当社が法人会員及びカード使用者に対して貸付の契約にかかる勧誘を行うこと。</p> <p>（ハ）当社がカード又はカード情報が第三者により不正使用される可能性があるとして判断した場合には、法人会員及びカード使用者に事前に通知することなく、第 22 条第 1 項に定めるショッピングサービス及び第 29 条第 1 項に定めるキャッシングサービスの全部もしくは一部の利用を保留し、もしくは一定期間制限し、又はお断りすることがあること。</p> <p>（ニ）（ハ）の場合に、当社がカードを無効化のうえカードの再発行手続きをとることがあること。</p> <p>2. 法人会員は、実質的支配者が犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第 12 条第 3 項第 1 号又は第 2 号に掲げる者（以下総称して「PEPs 関係者」と称します。）に該当するか</p>	<p>第 18 条（その他承諾事項）</p> <p>1. 法人会員及びカード使用者は、以下の事項を予め<u>承諾</u>するものとします。</p> <p>（イ）当社が<u>法人会員及びカード使用者に対して貸付の契約にかかる勧誘を行うこと。</u></p> <p>2. <u>法人会員及びカード使用者は以下の義務を負うことと承諾します。</u></p> <p>（イ）<u>当社が会員に貸与したカードに偽造、変造等が生じ、又はカード情報を不正取得された場合は、当社からの調査依頼にご協力いただくこと、及びカード回収し、会員番号の異なるカードを発行すること。</u></p> <p>3. <u>当社は、以下各号の行為を行うことができます。</u></p> <p>（イ）<u>当社が法人会員又はカード使用者に対し、与信及び与信後の管理、利用代金の回収のため確認が必要な場合に、法人会員又はカード使用者の営業所、自宅住所、電話（携帯電話等を含む）、メールアドレス、勤務先その他の連絡先に連絡を取ることがあること。</u></p> <p>（ロ）当社がカード又はカード情報が第三者により不正使用される可能性があるとして判断した場合には、法人会員又はカード使用者に事前通知することなく、第 22 条第 1 項に定めるショッピング</p>

<p>否かについて、当社に申告を行うものとし（事業内容、実質的支配者その他当社が他に申告を求める事項がある場合にも同様とします。）。なお、当社が実質的支配者について PEPs 関係者に該当する可能性があるとして判断した場合には、当社は、所定の追加確認を行うことがあります。この場合、当社は、当該追加確認が完了するまでの間、法人会員に対する通知を行うことなく、カードの利用の停止の処置をさせていただくことがあります。また、当社が当該追加確認を完了した場合においても、当社は、法人会員に対する通知を行うことなく、第 29 条第 1 項に定めるキャッシングサービスの停止の処置をとる場合があります。</p>	<p>キャッシングサービス及び第 29 条第 1 項に定めるキャッシングサービスの全部もしくは一部の利用を保留し、もしくは一定期間制限し、又はお断りすることがあること。</p> <p>(ハ) (ロ) の場合に、当社がカードを無効化のうえカードの再発行手続きをとること。</p> <p>4. 法人会員は、実質的支配者が犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第 12 条第 3 項第 1 号又は第 2 号に掲げる者（以下総称して「PEPs 関係者」と称します。）に該当するか否かについて、当社に申告を行うものとし（事業内容、実質的支配者その他当社が他に申告を求める事項がある場合にも同様とします。）。なお、当社が実質的支配者について PEPs 関係者に該当する可能性があるとして判断した場合には、当社は、所定の追加確認を行うことがあります。この場合、当社は、当該追加確認が完了するまでの間、法人会員に対する通知を行うことなく、カードの利用の停止の処置をさせていただくことがあります。また、当社が当該追加確認を完了した場合においても、当社は、法人会員に対する通知を行うことなく、第 29 条第 1 項に定めるキャッシングサービスの停止の処置をとる場合があります。</p>
<p>第 21 条（規約の改定並びに承認）</p> <p>当社は本規約の一部又は全てを変更する場合は、変更内容の通知、又は変更後の本規約の送付その他当社所定の方法により法人会員にその内容をお知らせいたします。お知らせ後に本規約に基づく取引があった場合又はお知らせ後 1 ヶ月の経過をもって、法人会員及びカード使用者は内容を承認したものとみなします。</p>	<p>第 21 条（規約の改定並びに承認）</p> <p>1. 当社は、次の各号に該当する場合には、本規約を変更する旨、変更後の内容及び効力発生時期を当社ホームページ (https://www.uccard.co.jp) において公表するほか、必要があるときにはその他相当な方法で法人会員に周知した上で、本規約を変更することができるものとします。なお、(ロ) に該当する場合には当社は、定めた効力発生時期が到来するまでに、あらかじめホームページへの掲載を行うものとし、</p> <p>(イ) 変更の内容が法人会員及びカード使用者の一般の利益に適合するとき。</p> <p>(ロ) 変更の内容が本規約に係る取引の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らし、合理的なものであるとき。</p> <p>2. 当社は、前項に基づくほか、あらかじめ変更後の内容を当社ホームページ (https://www.uccard.co.jp) において告知する方法又は法人会員に通知する方法その他当社所定の方法により法人会員にその内容を周知した上で、本規約を変更することができるものとします。この場合には、法人会員は、当該周知の後に法人会員又はカード使用者が本規約に係る取引を行うこと、又はお知らせ後 1 ヶ月の経過をもって、変更後の内容に対する承諾の意思表示を行うものとし、当該意思表示をもって本規約が変更されるものとします。</p>
<p>第 24 条（債権譲渡）</p> <p>1. 法人会員及びカード使用者は、加盟店がショッピングサービスにより生じた法人会員に対する債権を任意の時期及び方法で当社に譲渡し、当社がこれを譲り受けることについて、次のいずれの場合についても予め承諾するものとします。なお、債権譲渡について、加盟店・クレジット会社・金融機関等は、法人会員及びカード使用者に対する個別の通知又は承諾の請求を省略するものとします。</p> <p>(イ) 加盟店が当社に譲渡すること。</p> <p>(ロ) 加盟店が当社と提携したクレジット会社・金融機関等に譲渡した債権を、さらに当社に譲渡すること。</p> <p>(ハ) 加盟店が国際提携組織に加盟するクレジット会社・金融</p>	<p>第 24 条（立替払い又は債権譲渡）</p> <p>1. 当社は、法人会員及びカード使用者の委託に基づき、加盟店がショッピングサービスにより生じた法人会員に対する債権を法人会員に代わって立替払いするものとし、法人会員は、あらかじめ異議なくこれを承認します。法人会員は、当社に対して、当社が立替払いにより法人会員に対して取得する求償金債権を支払うものとします。</p> <p>2. 前項により当社が取得する求償債権の債権額は、加盟店においてカード使用者がご利用になったショッピングサービスに係る売上票の合計金額とします。なお、売上票等がない場合は、商品又はサービスの表示価格の合計金額とし、通信販売の場合は送料等を加算した金額の合計金額とします。</p>

<p>機関等に譲渡した債権を、国際提携組織を通じ当社に譲渡すること。</p> <p>2. 前項により当社が譲り受ける債権額は、加盟店においてカード使用者がご利用になったショッピングサービスにかかわる売上票等の合計金額とします。なお、売上票等がない場合は、商品又はサービスの表示価格の合計金額とし、通信販売の場合は当該商品又はサービスの表示価格と送料等の合計金額とします。</p>	<p>3. 法人会員は、当社の指定する加盟店においては、当社が立替払いを行うのではなく、加盟店がショッピングサービスにより生じた法人会員に対する債権を任意の時期及び方法で当社に譲渡し、当社がこれを譲り受けることについて、次のいずれの場合についても予め承諾するものとします。なお、債権譲渡について、加盟店・クレジット会社・金融機関等は、法人会員に対する個別の通知又は承諾の請求を省略するものとします。<u>本項により当社が譲り受ける債権額については、前項の規定を準用するものとします。</u></p> <p>(イ) 加盟店が当社に譲渡すること。</p> <p>(ロ) 加盟店が当社と提携したクレジット会社・金融機関等に譲渡した債権を、さらに当社に譲渡すること。</p> <p>(ハ) 加盟店が国際提携組織に加盟するクレジット会社・金融機関等に譲渡した債権を、国際提携組織を通じ当社に譲渡すること。</p> <p>4. 法人会員及びカード使用者は、カード利用により当社が譲り受けた債権に関して、加盟店に有する一切の抗弁権を主張しないことを、当該ご利用の都度、当該ご利用をもって承認するものとします。</p>
<p>UC 立替払加盟店利用特約</p> <p>第 1 条 (本特約の主旨)</p> <p>1. 本特約は、ユーシーカード株式会社 (以下「当社」と称します。) 又は UC コーポレート会員規約・カード使用者規約 (会社主債務用) (以下「会員規約」と称します。) 第 22 条第 1 項 (ロ) (ハ) のクレジット会社・金融機関等と加盟店間との契約が債権譲渡契約ではなく立替払い契約の場合の、当該加盟店 (以下「立替払加盟店」と称します。) におけるショッピングサービスについての特約を定めたものです。</p> <p>2. 立替払加盟店において、カード使用者がショッピングサービスを利用した場合、当社は法人会員の委託に基づき、法人会員に代ってショッピングサービスにかかるサービス利用料、ショッピング利用代金等の立替払いをするものとし、法人会員は予め異議なくこれを承認します。</p> <p>第 2 条 (本特約の適用範囲)</p> <p>1. 第 1 条に基づくサービス利用料、ショッピング利用代金等の立替払いにおいては、会員規約のうち、加盟店からの債権譲渡の承諾に関する条項は適用されないものとします。</p> <p>2. 本特約に定めのない事項については、会員規約を適用するものとします。</p> <p>第 3 条 (求償金債権、債務) 法人会員は、第 1 条の委託に基づき当社が加盟店より請求を受けたサービス利用料、ショッピング利用代金等を立替払いした場合、当社が法人会員に対して取得する求償金債権を会員規約のショッピングサービス条項に基づく譲受債権と同様に会員規約に基づき当社に対して支払うものとします。</p>	<p>削除</p>

下線重たる改定箇所 (抜粋)